平成２９年（フ）第２０号
群馬県桐生市菱町４丁目2431番地の２　モデコ桐生206号室
債務者　笠原　　晃
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第３４号
千葉県市川市欠真間１丁目３番11―202号（東豊マンション）
債務者　佐藤　謙一
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３２号
新潟市東区紫竹５丁目20番12号　バン・ルージュ205号
債務者　須藤　彩美
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３８号
新潟市南区大通黄金１丁目４番地24　フレッシュフィールド201号
債務者　波田野いずみ
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４７号
新潟市西区坂井東６丁目12番４号　アップフロント坂井東Ⅱ３号
債務者　黒川　裕一
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
新潟市中央区愛宕１丁目２番地１　ビュローＫ205号、前住所新潟市西区ときめき東１丁目９番地２　ｋｏｋｏｍｏときめき東Ｃ－２号
債務者　樋口　真規
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５号
新潟市江南区亀田向陽２丁目７番31号　612号
債務者　佐々木真澄（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６３号
新潟市西区五十嵐２の町7761番地14
債務者　毛原　庸哉
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１号
山梨県甲府市徳行４丁目７番４号　３号
債務者　祢津　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１３号
長野県上田市上野2113番地11、住民票上の住所長野県上田市真田町長6205番地31
債務者　児玉　英孝
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２９年（フ）第２３号
長野県松本市大字島内1918番地３　メゾンＴ＆Ｋ　Ｃ105号
債務者　生田　利佳（旧姓御小柴）
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３４号
長野県松本市大字岡田松岡338番地３
債務者　渡部　昭雄
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１３号
長野県下伊那郡松川町元大島2091番地２　コーポ七椙Ａ号
債務者　松下　徳寿
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第１９号
長野県飯田市山本6722番地１（市営住宅Ａ４棟２号）
債務者　嶽元　　節
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第６１号
静岡県富士市中野389番地の１　６号室
債務者　菊田　絹惠
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１９３号
名古屋市守山区森孝２丁目225番地　猪子石住宅313号、従前の住所愛知県小牧市大字小牧原新田1788番地３　グランコート小牧原1002号
債務者　ライト・ガールこと　曽木洋一郎
1　決定年月日時　平成29年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０号
三重県名張市栄町1680番地５
債務者　福井　　卓
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
津地方裁判所伊賀支部